

スタートして半年

～10月から65歳以上の人～

保険料の納付が始まります～

～10月から65歳以上の人～

65歳になつたら
被保険者証を交付



四十歳以上の人すべてが加入し、
高齢者の介護を社会全体で支える介
護保険制度がスタートして半年が経
過しました。

広報九月一日号でもお知らせした
ように、十月から六十五歳以上の人
(第一号被保険者)の保険料の納付が
始まります。六十五歳以上の人につ
いては、今年四月から九月までの半
年間は特別対策として軽減措置が取
られていて、保険料を徴収しません。
そして十月から来年九月までの一年
間は、本来の保険料の半額を納める
ことになります。

第一号被保険者の保険料の納付方
法は、年金からの天引きによる特別
徴収と、市から送られる納付書を使
って金融機関等で納める普通徴収が
あります。特別徴収は十月に支払わ
れる年金から始まります。普通徴収
は十月が最初の納期になります。

より良い制度の執行に向けて、市
民の皆さんのご理解とご協力をお願
いします。

サービスを利用するためにはまず申請を

日常生活に支援が必要となつた場
合や、常に介護を必要とする状態に
なり、ホームヘルパーなどの介護保
険のサービスを利用するためには申
請をし、認定されることが必要です。
寝たきりや軽度の痴ほうなどで介護
が必要な状態であると判断された場
合、申請書を提出することをお勧め
します。申請により不利益となるこ
とは何もありません。申請の際に、
これまでの介護の状況をお聞きしな
がら、在宅介護の負担を軽減するた
めの相談に応じています。

申請は、市役所保健福祉課または
最寄りの在宅介護支援センターで受
け付けています。申請に印鑑は必要
ありませんし、提出に期限はありません。
また、申請の際には、認定審査をす
るときに必要となる意見書を書いて
います。



申請をした後は

申請書が提出されると市役所から
職員が訪問調査に伺います。また、
申請のときに申し出でもらった医師
から意見書を書いてもらいます。
意見書と訪問調査の結果は介護認
定審査会で合わせて審査され、判定
が行われます。判定結果については、
申請から三十日以内に文書で通知し
ます。

65歳になつたら
被保険者証を交付

65歳になつたら
被保険者証を交付

65歳になつたら
被保険者証を交付

十月一日は、

国勢調査の日です。

国勢調査は大切な調査です

国勢調査は日本に住んでいるすべての人を対象とする最も大規模で大切な調査です。大正九年に第一回の調査が行われてからほぼ五年ごとに実施されており、今回で十七回目の調査となります。

特に今回は国際連合が勧告する二〇〇〇年ラウンド人口・住宅センサスの一環をなすものとして国際的な意義を持ち、日本だけではなく、アメリカやイギリス、オーストラリア、インド、南アフリカなど、世界約二百の国・地域で実施されています。

九月下旬から総務省長官が任命する調査員が、皆さんのお宅に伺つて

調査の内容は、性別や年齢、生ま

記入にご協力ください

調査結果は
こんなふうに利用されます

例えば、五年前の平成七年の集計
結果を見ると、

「日本の人口は約一億二千五百五
七万二百四十六人で世界人口の二.
二%を占めています。第一位は中国、
第二位はインド、以下アメリカ、イ
ンドネシア、ブラジル、ロシア、パ

れた年月、仕事について、住宅についてなど全部で二十二項目です。お手元に届いたら、「調査票の記入のしかた」をよく読んで記入をしてください。

記入は黒の鉛筆でお願いします。
仕事についての項目の一部を除いて、
数字を記入し、マークを塗りつぶす
方法になっています。

記入していただいた内容は、統計を作成するためだけに使い、ほかに漏れないよう厳重に保管しますので、ご安心ください。

後日、調査員が再び皆さんのお宅に調査票を受け取りに伺いますので、調査票は折つたり汚したりしないよう保管してください。

調査にご協力ください



問い合わせ 企画財政課総合計画係
☎ 327-321、322

キスタンと統計、日本は第八位
「六十五歳以上の人口は総人口の一
四・五%を占め、増加率は過去最高
でした。また十四歳以下の人口は総
人口の一五・九%を占め、過去最低
の人口になりました。二十二の都県
で六十五歳以上の人口が十四歳以下
の人口を上回りました」

「全国の持ち家世帯は二千五百六十
三万三千三十七世帯で六〇・二%の
世帯がマイホームを持っていました。
最も持ち家率が高いのは、富山県の
八〇・四%、最も低いのは東京都の
四二・〇%、新潟県は五十六万五千
二百四十四世帯で持ち家率は七六・
一%でした」

さて、五年後の今年はどういう変化しているでしょうか。その結果を出すのは、皆さん一人ひとりです。ご協力をお願いします。

問い合わせ
市役所保健福祉課
介護福祉推進室高齢福祉係
☎ 373-2111
☎ 270-271、233
白根市在宅介護支援センター
☎ 373-4663



問い合わせ 企画財政課総合計画係
☎ 327-321、322